取引所株価指数証拠金取引に係るご注意

○本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。

○<u>本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたしま</u>す。

〇お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社カスタマーデスク0120-455-305(CFD)(9:00~17:00 土日祝除く)までお申し出ください。

なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。